

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、タクシー、トラック等の自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

内容(バスについて)

○ 拘束時間【始業から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)]

総拘束時間 原則 4週間平均で1週間65時間以内

1日の拘束時間 原則 1日13時間

最大 1日16時間

(ただし、1日15時間超は週2回以内)

○ 休息期間【勤務と勤務の間の自由な時間】

原則 継続8時間以上

○ 運転時間

2日平均で1日9時間以内

原則 4週間平均で1週間40時間以内

○ 連続運転時間

4時間以内

〔運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。〕

○ 休日労働

2週間に1回以内、かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。